

9月20日「タックス・アムネスティー」について、税務大学校居波教授から個人的見解として以下の話を聞きました。（資料別添）

1、はじめに

「タックス・アムネスティー」は「租税特赦」と訳され、所得や資産を正しく申告しなかった納税者が自主的に申告・開示を行った場合に、加算税の減免、刑事訴追の免除などを行う制度のことである。各国は、これを利用することで、納税者から自主的に情報を申告させ、海外に流出した所得等の回収に成功している例が見受けられる。

先進国においては、「ボランティア・ディスクロージャー」と称しているが、加算税等の減免などをすれば必ずしも成功するというものではなく、その国の情報報告制度や罰則制度のあり方とのバランス等に大きく関わっている。我が国に導入するとすれば、現在制度や執行にどのような検討が必要か十分に考察を行うことが必要である。

2、利用実態からのタックス・アムネスティーの分類

臨時的税収の確保型（特赦型）

申告誤り等の是正懲罰型（基本型）

規制強化への宥恕的利用型（規制導入型）

オフショア金融資産等の開示型（オフショア金融型）

2000年以降、個人富裕層をターゲットとしてOECDが加盟国に活用を奨励しているプログラムであり、オフショア金融口座に資産を秘匿している納税者を対象として、米国をはじめEU諸国において実施されている。最近においてはUBS事件等もあり、単に自主的な開示を待つのではなく、オフショア金融機関からの納税者情報を入手してその事実を公表することで、納税者に開示を迫るといった手法に移行してきている。

特定の租税回避スキームの利用開示型（租税回避スキーム型）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。